八四・五九	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・六〇	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・六一	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・六二	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・六三	その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・六四	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・六五	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またはくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・六六	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・六七	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）		
	ニューマチックツール		
八四六七・一一	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四六七・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	電気式の原動機を自蔵するもの		
八四六七・二二	ドリル	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四六七・二三	のこぎり	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四六七・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の工具		
八四六七・八一	チェーンソー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四六七・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	部分品		
八四六七・九一	チェーンソーのもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四六七・九二	ニューマチックツールのもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四六七・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

八四・六八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器		
八四六八・一〇	手持ち式トーチ	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四六八・二〇	その他のガス式の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四六八・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四六八・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四六九・〇〇	タイプライター（第八四・四三項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七〇	計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及びデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七二	その他の事務用機器（例えば、謄写機、宛名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機		
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七四・二〇	破砕機及び粉砕機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	混合機及び捏和機		
八四七四・三一	コンクリート又はモルタルの混合機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七四・三二	鉱物性物質とピチューメンとの混合機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七四・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七四・八〇	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七四・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・七五	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械		
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械		
八四七五・二一	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七五・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四七五・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	